

補助申請手続きの進め方

詳しくは、「熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

事前の 注意事項

- ・ 除却工事を始める前に補助申請をしてください。工事着工後は、補助申請を受け付けられません。
- ・ 補助金の交付決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・ 申請書類等を代理提出する場合も、工事の契約や支払いは申請者名義で行ってください。

申請者

市

除却工事着手前

①補助金交付申請

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 位置図（老朽空き家の所在する位置が分かるもの）
- 配置図（裏面の記載例をご確認ください）
- 現況写真（建物及び敷地全体の状況が分かるもの）
- 建物の所有者等であることを推認できる書類又はその写し
 - ・ 建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）、納税通知書、不動産売買契約書 など
- 建物の建築時期が分かる書類又はその写し
 - ・ 建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）、固定資産評価証明書（経過年数の記載があるもの）、建築確認申請書 など
- 1年以上使用の実態がない事を証する書類
 - ・ 水道、ガス又は電気の使用中止日が確認できる書類 など
- 申請者の本人確認ができるものの写し（運転免許証等のコピーなど）
- 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合のみ）
- 建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合又は1年以上使用の実態がない事を証する書類がない場合は、誓約書（様式第2号）
- 除却工事の見積書の写し（熊本市内に本店又は営業所等を有する解体事業者。2社以上）
- 見積業者が解体事業者等であることを証する書類の写し
 - ・ 建設業の許可証〔土木・建築・解体〕、又は、県の解体工事業の登録通知
- 市税の滞納がないことの証明書（発行後1か月以内）
- 代理提出委任申出書^⑩（様式第12号）（申請書類等の提出を第三者に代理させる場合）

補助金交付申請受付期間

令和6年12月27日（金）まで

※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

申請者から提出

受付

審査

市から通知

補助金交付(不交付)
決定通知

工事着手

②工事請負契約（申請者 ⇄ 解体事業者）

③補助事業着手届

- 補助事業着手届（様式第4号）
- 除却工事の請負契約書の写し

④工事着手

申請者から提出

受付

工事終了後

⑤除却完了報告

- 除却完了報告書（様式第7号）
- 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し
- 除却工事完了後の写真（跡地全体の状況が分かるもの）

申請者から提出

受付

工事完了後20日以内又は
令和7年3月14日（金）のいずれか
早い日までに提出。

審査

市から通知

補助金額確定通知

※交付決定通知の記載額と同額の場合は通知を省略

申請者から提出

受付

審査

市から振込

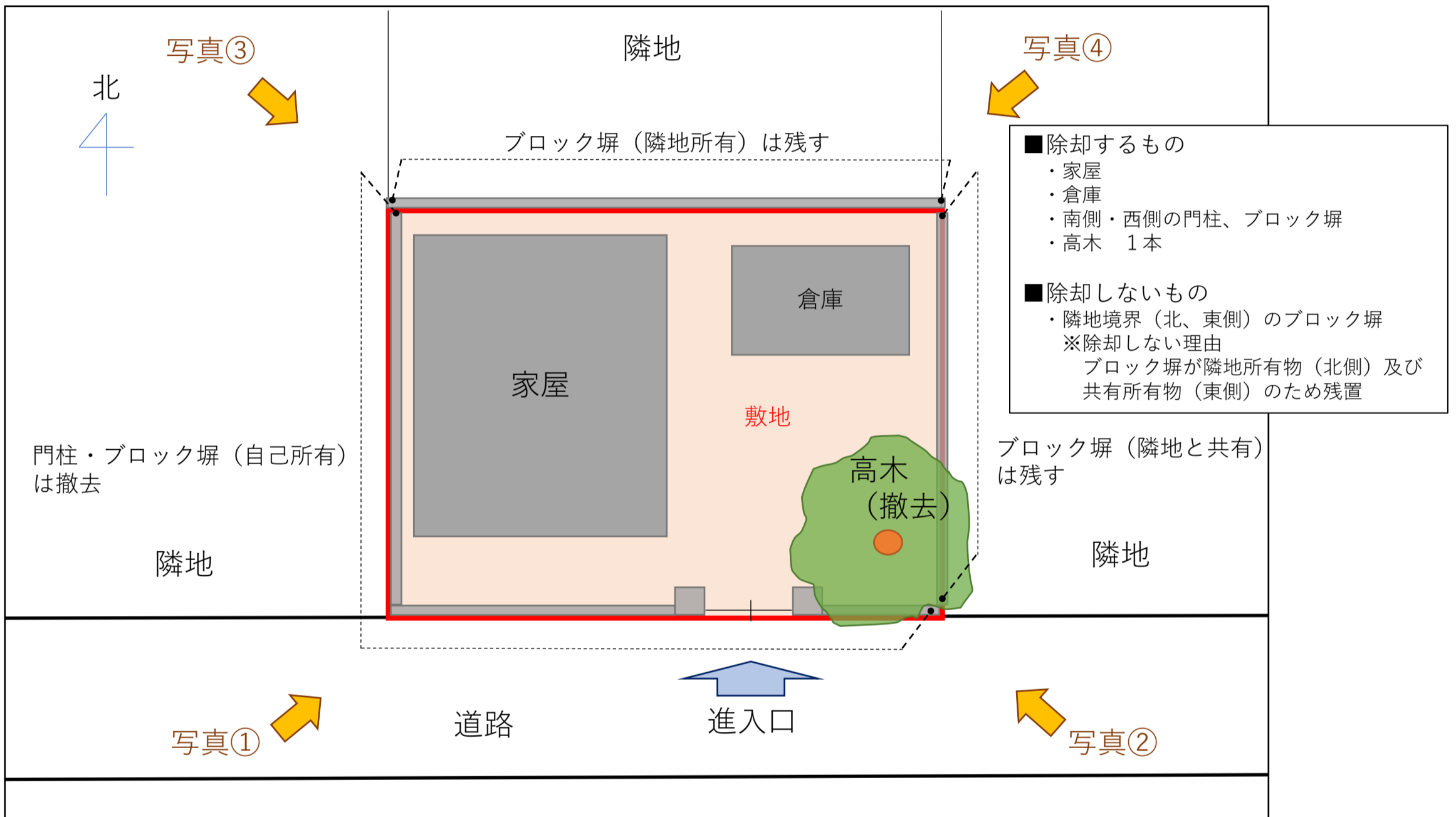
補助金の交付

配置図記載事項

■配置図には以下のものを記載してください。（手書き可）

1. 方位
 2. 敷地形状
 3. 所有する空き家（家屋、付属屋（離れ、倉庫等）） **すべて除却する必要があります。**
 4. 工作物（門・ブロック塀 など）
 5. 立木竹
 6. 進入口
 7. 除却するもの、しないもののリスト
 8. 除却しないものについてはその理由
 9. 写真（建物及び敷地全体の状況が分かるもの）の撮影方向
- 他人の所有物であるなど、特別な理由が認められるものは、残すことができます。

（記載例）



配置図

■詳細や様式等は下記ホームページでご確認ください。

熊本市ホームページ > 分類から探す > くらし・環境 > 住宅・建築物・上下水道 > 空き家対策

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=55862&class_set_id=3&class_id=2620



（お問い合わせ先）
熊本市 空家対策課
電話：096-328-2514
対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）